

三島村地域おこし協力隊（芋焼酎みしま村振興隊員）募集要項

三島村は、鹿児島本土と屋久島の上に点在する、竹島、硫黄島、黒島の三つの島から成る、人口380名の鹿児島県内で最も小さな自治体です。

移住者には、子牛を1頭プレゼントするなどユニークな助成制度を設け、人口増に力を入れております。

この度、地域経済の活性化を目的に、公設で芋焼酎の製造蔵を整備したことから、地元農家と一緒に農業技術を習得しながら原料サツマイモの栽培と焼酎蔵の杜氏の下で焼酎製造業務に従事し、将来的に芋焼酎の生産振興に携わって村内で自立をめざす協力隊員を1名募集します。

1. 募集人員 1名（該当者なしの場合は追加募集を行います。）

2. 業務内容

職 種：芋焼酎みしま村振興隊員

勤 務 地：三島村黒島地内

所 属：定住促進課

業務詳細：①焼酎製造に係る原料サツマイモの栽培、生産振興

②焼酎蔵における焼酎製造作業

③焼酎蔵の運営に係る業務（販売、PR活動）

④焼酎蔵での利活用可能な新たな特産品開発

⑤その他、研修への参加やイベントへの協力

3. 雇用形態・期間

(1) 非常勤の嘱託職員として村が委嘱します。

(2) 委嘱期間は平成32年3月31日までです。

（任期の開始は個別相談に応じます。）

ただし、年度終了後、活動に取り組む姿勢や事業成果等により委嘱を更新することができるものとし、その期間は最長3年までとします。

4. 給与賃金 月額170,400円

5. 勤務時間等

(1) 勤務日数は週4日間、勤務時間は週32時間を基本とします。

(2) 勤務日及び始業終業時刻は業務の性質に応じて主管課で指定します。

(3) 休暇については、三島村嘱託職員の雇用規定に準ずる。

6. 応募資格

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域などから移転し、三島村に住民票を異動する方。
- (2) 地方公務員法第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない方。
- (3) 普通自動車免許を有し、実際に運転できる方。ただし、AT限定を除く。
- (4) 積極的に島社会に入り込み、地域活動をとともにできる方。住民等と十分にコミュニケーションが取れる方。
- (5) 農業又は芋焼酎の製造に精通もしくは興味があり、期間終了後も芋焼酎の生産振興に携わり三島村に定住する意欲のある方。
- (6) 自ら情報を収集・分析し、企画立案から終了まで完遂できる行動力をもった方。
- (7) パソコンやメールなど一般的な操作ができる方。
- (8) あらかじめ島の下見が可能である方が望ましい。

7. 待遇

- (1) 住宅は三島村が無償貸与します。
- (2) 基本的な生活備品（寝具・炊事・洗濯機など）を貸与します。
- (3) 社会保険、雇用保険、労災保険に加入します。
- (4) 活動費に関しては、協力隊員が立てた計画に基づいて村と協議の上決定し、村が負担します。

8. 応募方法

- (1) 受付期間 随時（決まり次第終了）
- (2) 提出書類
 - ①履歴書（市販のもの） 1部
※メールアドレス、携帯電話番号は必ず記入してください。
 - ②小論文1部
※応募動機、自己PRを1,200字～2,000字程度で作成してください。
 - ③住民票謄本（世帯全員分）の写し
 - ④自動車運転免許証の写し
※提出書類は返却いたしません。

(3) 受付場所

三島村役場定住促進課まで書類を郵送もしくは持参にて応募してください。

住 所 〒892-0821 鹿児島市名山町12-18

三島村役場 定住促進課 (担当: 大山)

電話番号 099-222-3141

F A X 099-223-1832

Eメール teijyu02@mishimamura.jp

※問合せは、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

9. 選考方法

面接により決定します。

(1) 面接日は、申込締め切り後、通知いたします。

(2) 面接終了後、概ね1週間程度で合否の結果を文書で通知します。